

紙不足のため、回覧での伝達にご協力ください。
情報が伝わりにくくなっています。周りの方にも、号外の内容をお伝えください。

震災により親族が亡くなった方、住居が全壊または半壊した世帯の方へ
国義援金・県義援金配分の受付を行います

被災された方々へのお見舞いとして、多くの方々から温かいお気持ちとともに、多くの義援金が寄せられています。
この義援金を有効にお使いいただくために、義援金配分申請を受け付けます。

問い合わせ先
社会福祉課
(☎37-2204)

【受付日時】
4月18日(月) から当分の間 8時30分〜17時
【受付場所】
社会福祉課
(市役所分庁舎1階)

国義援金

- 【弔慰金】
●対象者 平成23年3月11日に相馬市に居住していた方で、東日本大震災またはそれに伴う津波により亡くなった方、または3カ月間行方の方からない方のご遺族
●配分額 死亡者、行方不明者ともに、一人あたり35万円
●申請できる方 直系の遺族(配偶者、子、父母、孫および祖父母)
※日本財団からの弔慰金(5万円)についても、当分の間、同時に受付します。

【見舞金】
●対象世帯 平成23年3月11日に相馬市に居住していた方で、東日本大震災またはそれに伴う津波により、住家が全壊または半壊した世帯
●配分額 ▽全壊(全焼)した世帯Ⅱ 一世帯当たり35万円
▽半壊(半焼)した世帯Ⅱ 一世帯あたり18万円
●申請できる方 原則として世帯主。世帯主が死亡または行方不明の場合には、同一世帯の方。

県義援金

- 【見舞金】
●対象世帯 平成23年3月11日に相馬市に居住していた方で、東日本大震災またはそれに伴う津波により、住家が全壊または半壊した世帯
●配分額 一世帯当たり5万円
●申請できる方 原則として世帯主。世帯主が死亡または

行方不明の場合には、同一世帯の方。
国・県義援金
共通のお知らせ
●配分方法 申請書を提出いただいた後、審査事務、送金処理を行いますので、送金までに時間がかかる場合があります。ご了承ください。
※送金は口座振込です。
取引金融機関が閉鎖や流失などで利用できない場合はご相談ください。
※配分対象の可否は、「り災証明書」の内容などにより、市が認定します。
●持参物 ▽印鑑▽通帳またはカード
●記入事項 申請書に被災時点の住所、申請時の住所、振込口座などを記入
※4月15日、16日に申請された方の再申請は不要ですが、内容について市からお問い合わせする場合があります。

水道水中の放射線測定値 (単位:ベクレル/kg) ●問い合わせ先 相馬地方広域水道企業団 (☎35-1020)

4月15日現在、本企业団の水道水に含まれる放射線濃度は、指標値以下です。飲料水として全く問題ありません。

相馬第1水源地(西山字表西山)と
真野ダムが水源の水
相馬第5水源(山上字堀坂)が水源の水

Table with 2 main sections: 真野ダムが水源の水 and 相馬第5水源(山上字堀坂)が水源の水. Each section has a table with columns for sampling date and radionuclides (ヨウ素 131, ヨウ素 132, セシウム 134, セシウム 137).

原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標値

Table with 3 columns: 指標値, ヨウ素, セシウム. Values: 300, 200.

※山上坂下簡易水道組合および玉野簡易水道組合の水道水の放射線濃度は、4月15日現在、検出されていません。

被災者生活再建支援資金を支給します

国は、東日本大震災を、被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものとし、県全体に同法を適用することとしました。

これにより、被災者生活再建支援法人は、住宅が全壊した世帯や大規模半壊した世帯などに被災者生活再建支援資金を支給します。

●支給対象となる世帯

今回の地震や津波により次の住宅被害を受け、市からの被害程度を証する「り災証明書」の交付を受けた世帯。

- ①住宅が全壊（全焼・全流出を含む）した世帯
- ②住宅が半壊（半焼を含む）、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住できない状態が長時間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

●支給額

〔世帯の構成員が複数（複数世帯）の場合〕

▽基礎支援金＝全壊世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円を支給。

▽加算支援金＝住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃借する場合は50万円を加算。

【單身世帯の場合】

複数世帯に対する支援金の4分の3の額を支給。

●申請場所

市社会福祉課（市役所分庁舎1階） 8時30分～17時

●必要書類など

▽申請書（社会福祉課にあります）▽世帯全員の住民票▽り災証明書▽預金通帳の写し▽大規模半壊以外の方が家屋を解体したときは、解体証明書や滅失登記簿謄本など
※貸借や補修など、加算支援金の申請には、契約書などの写しが必要です。

●問い合わせ先

▽福島県災害対策本部総括班 生活再建チーム（☎024-521-5805）▽社会福祉課（☎372204）

スクールバスを運行します

市では、4月18日より市内から中村二小、中村二中、磯部幼稚園、磯部小、磯部中への通学のためにスクールバスを運行します。運行路線、時間などにつきましては、各校にお問い合わせください。
※園児、児童、生徒のみの利用になります。

●東部方面（中村二小、中村二中）

▽朝（市内↓細田停留所）
2便運行
▽帰り（細田停留所↓市内）
3便運行
※4月18日、19日は2便運行。

●磯部方面（磯部幼稚園、磯部小、磯部中）

▽朝（市内↓磯部小）
2便運行
▽朝（獺庭↓磯部小）
1便運行
▽朝（磯部小↓市内）
3便運行
※4月18日、19日は2便運行。

●問い合わせ先

▽福島県災害対策本部総括班 生活再建チーム（☎024-521-5805）▽社会福祉課（☎372204）

建築士による被災住宅相談窓口を設置します

東日本大震災による被災住宅の応急危険度判定の結果や住宅の損壊に関する疑問について、建築士が無料で相談をお受けします。

●日時 4月21日（木）10時～16時

※今後も毎週木曜日に実施予定です。

●場所 市役所分庁舎2階

希望する方は、建築課にお問い合わせください。

●問い合わせ先 建築課（☎372178）

家庭ごみの収集を、通常通り行っています

ごみカレンダーどおりに、ごみステーションに出してください。

市内放射線レベル測定値

（単位：マイクロシーベルト/時間）

●問い合わせ先 生活環境課（☎37-2201）

相馬市内で測定した放射線レベルの測定値は、下表のとおりです。

●測定場所：公立相馬総合病院

4月14日		15日		16日		17日	
測定時間	測定値	測定時間	測定値	測定時間	測定値	測定時間	測定値
8:00	0.5	8:10	0.4	8:30	0.4	8:30	0.7
16:00	0.3	16:00	0.3	16:00	0.3	16:00	0.5

●測定場所：市分庁舎前駐車場

4月14日		15日		16日		17日	
測定時間	測定値	測定時間	測定値	測定時間	測定値	測定時間	測定値
10:00	0.52	10:00	0.46	10:00	0.45	10:00	0.45
15:00	0.40	15:00	0.49	15:00	0.42	15:00	0.46

